

# 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

#### <対応のポイント>

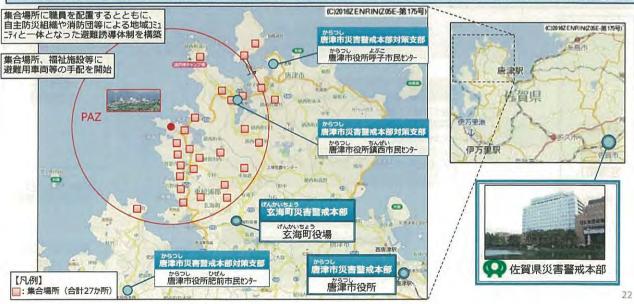
- 1. PAZ内の学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、 保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
- 2. PAZ内における医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設等へ移送すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避すること。
- 3. PAZ内における在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた近傍の屋内退避施設へ移送 すること。
- 4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

21

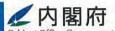
# 玄海地域における初動対応



- ▶ 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- ▶ 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約120人の要員が参集。
- ▶ 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- ▶ 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市12地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- ▶ 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



### 住民への情報伝達

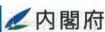


Cabinet Office, Government of Japan

- → 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、 PAZ内避難の対象となる27か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- → 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導体制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- > 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。



## PAZ内における避難体制



Cabinet Office, Government of Japan

- ▶ 警戒事態が発生した場合、玄海町及び唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- ▶ 施設敷地緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、避難の実施により健康リスケが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- ▶ 全面緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ 移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所 へ移動。

